

## 株式会社ほふりクリアリング

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>35,747,220</b>	<b>流動負債</b>	<b>34,826,836</b>
現金及び預金	883,534	営業未払金	4,712
営業未収金	122,126	未払法人税等	82,752
参加者基金特定資産	34,715,413	未払消費税等	6,842
繰延税金資産	9,120	未払金	9,863
その他	17,023	未払費用	779
		預り参加者基金	34,715,413
<b>固定資産</b>	<b>386</b>	賞与引当金	6,472
<b>有形固定資産</b>	<b>164</b>		
工具器具備品	164	<b>負債合計</b>	<b>34,826,836</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>135</b>		
電話加入権	72	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	63	<b>資本金</b>	<b>310,000</b>
		<b>資本剰余金</b>	<b>310,000</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>86</b>	資本準備金	310,000
長期前払費用	86	<b>利益剰余金</b>	<b>300,770</b>
		その他利益剰余金	300,770
		別途積立金	100,000
		繰越利益剰余金	200,770
		<b>純資産合計</b>	<b>920,770</b>
<b>資産合計</b>	<b>35,747,607</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>35,747,607</b>

(注) 金額の記載は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

自 平成 18 年 4 月 1 日  
至 平成 19 年 3 月 31 日

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		993,211
販売費及び一般管理費		690,133
営業利益		303,078
営業外収益		
参加者基金信託運用益	38,936	
その他	67	39,003
営業外費用		
コミットメントフィー	38,095	
参加者基金信託運用報酬	8,876	46,971
経常利益		295,109
特別損失		
固定資産除却損	3,153	3,153
税引前当期純利益		291,955
法人税、住民税及び事業税	122,290	
法人税等調整額	699	121,591
当期純利益		170,364

(注) 金額の記載は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

建物（建物附属設備は除く。）については定額法、その他については定率法によっております。

なお、償却年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(おおむね5年)に基づいて定額法によっております。

#### 2 引当金の計上基準

##### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### 3 その他計算書類作成のための重要な事項

##### 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### (会計方針の変更)

#### 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は920,770千円であります。

### (貸借対照表に関する注記)

#### 1 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債務	994千円
--------	-------

2 有形固定資産の減価償却累計額	705千円
------------------	-------

#### 3 一般振替 DVP 制度における決済の安全性確保に係る資産・負債等

当社は、一般振替 DVP 制度における決済の安全性を確保するため、当社の業務方法書(証券取引法(昭和23年法律第25号。以下同じ。)第156条の7第1項に掲げる業務方法書をいう。以下同じ。)に基づき、当社が行う有価証券債務引受業等の相手方となるための資格を当社が付与した者(以下「DVP参加者」という。)から、参加者基金及び担保指定証券の預託を受けております。

当社は、DVP参加者から預託された参加者基金及び担保指定証券を、証券取引法第

156条の11に規定する清算預託金として、証券取引清算機関等に関する内閣府令（平成14年内閣府令第76号）第7条及び当社の業務方法書の規定に基づき、他の財産と区分して管理しております。

（1）参加者基金特定資産及び預り参加者基金

一般振替 DVP 制度では、当社が DVP 参加者から清算対象取引に基づく債務を引き受けると同時に、当該 DVP 参加者が当社によって引き受けられた債務と同一の内容の債務を新たに当社に対して負担することになります。

そこで、当社では、当社に対する DVP 参加者の債務の履行を確保するため、DVP 参加者に、当社の業務方法書等により定めた所要額以上の額の参加者基金の預託を義務付けております（当期末現在における参加者基金所要額の総額は15,000,000千円となっています。）当社は、DVP 参加者に一般振替 DVP 決済に係る参加者決済額支払債務の不履行が生じた場合には、この参加者基金を他の DVP 参加者に対する当社の債務の履行のために使用するものとしています。

また、当社は、預託された参加者基金を当社の他の財産と区分して管理し、参加者基金として預託された金銭を当社の業務方法書の規定に基づいて信託業務を営む銀行への金銭信託により運用しています。

なお、その評価方法はその他有価証券に準じた処理（時価のないもの：原価法）によっております。

以上の諸点を踏まえ、当該参加者基金に係る資産・負債については、その目的を付した科目（資産については参加者基金特定資産、負債については預り参加者基金）により表示しております。

（2）担保指定証券

一般振替 DVP 制度では、当社に対する債務の履行を確保するため、DVP 参加者が、当社が業務方法書等において指定する有価証券（以下「担保指定証券」という。）を、当社に預託できるものとしています。

当社は、DVP 参加者が当社に対する債務を履行しなかったときに、当該 DVP 参加者から預託された担保指定証券について、有価証券市場における売却その他当社が適当と認める方法による処分等を行うことができます。

なお、当期末における担保指定証券残高に係る時価は141,106,397千円となっています。

（損益計算書に関する注記）

1 関係会社との取引高

販売費及び一般管理費	629,463千円
営業外取引高	896千円

**(税効果会計に関する注記)**

1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
流動資産	
賞与引当金	2,627
未払事業税	6,164
未払社会保険料否認	328
繰延税金資産合計	9,120

**(関連当事者との取引に関する注記)**

(1)親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社	(株)証券保管振替機構	東京都中央区	4,250,000	ソフトウェアの設計、開発保守等	被所有 直接 100%	5名	計算事務の委託	計算事務の委託	548,573	営業未払金	
								出向人件費負担	78,304	営業未払金	539

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件ないし取引条件の決定方針等  
一般取引条件及び市場価格等を勘案し、決定しております。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1	1株当たり純資産額	1,485,113.39円
2	1株当たり当期純利益	274,782.03円

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。